平成２８年（フ）第５３２号
大阪府泉大津市東豊中町１丁目７番27―105号
債務者　神山　圭市
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５８０号
大阪府和泉市光明台１丁目24番２号
債務者　三田満智子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５８８号
大阪府岸和田市堺町６番３号シーサイドパレス堺町503号
債務者　阿形　弥生
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
大阪府貝塚市浦田88番地７セントドエル205号
債務者　上野　恵美（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
大阪府泉南郡熊取町七山北260番地の10
債務者　植繁造園こと　南浦　俊秋
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
大阪府阪南市箱の浦50番地の14
債務者　餅谷　義廣
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
大阪府和泉市太町26―１、住民票上の住所大阪府堺市中区深井東町2649番地23
債務者　楠本　信行
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
大阪府泉南市中小路３丁目２番16号
債務者　中根　正人
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
大阪府岸和田市春木旭町38番１―301号
債務者　谷尾　惠美
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
大阪府貝塚市澤554番地５
債務者　木村　佑衣（旧姓中居）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
大阪府泉大津市尾井千原町３番６―302号
債務者　岩佐　安子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
大阪府泉佐野市鶴原１丁目３番２―202号
債務者　菊地　寛記
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
大阪府泉佐野市鶴原1868番地赤坂アパート
債務者　祝田　智子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
大阪府泉南郡熊取町野田４丁目2035番地の１―Ｃ―201
債務者　山田　　榮
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３０５号
大阪市西区本田３丁目２番10―601号
債務者　増田　　愛
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５１号
大阪府豊中市曽根西町３丁目16番４号
債務者　安部　慎二
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５６号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目６番８―197号
債務者　神崎　雅子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部